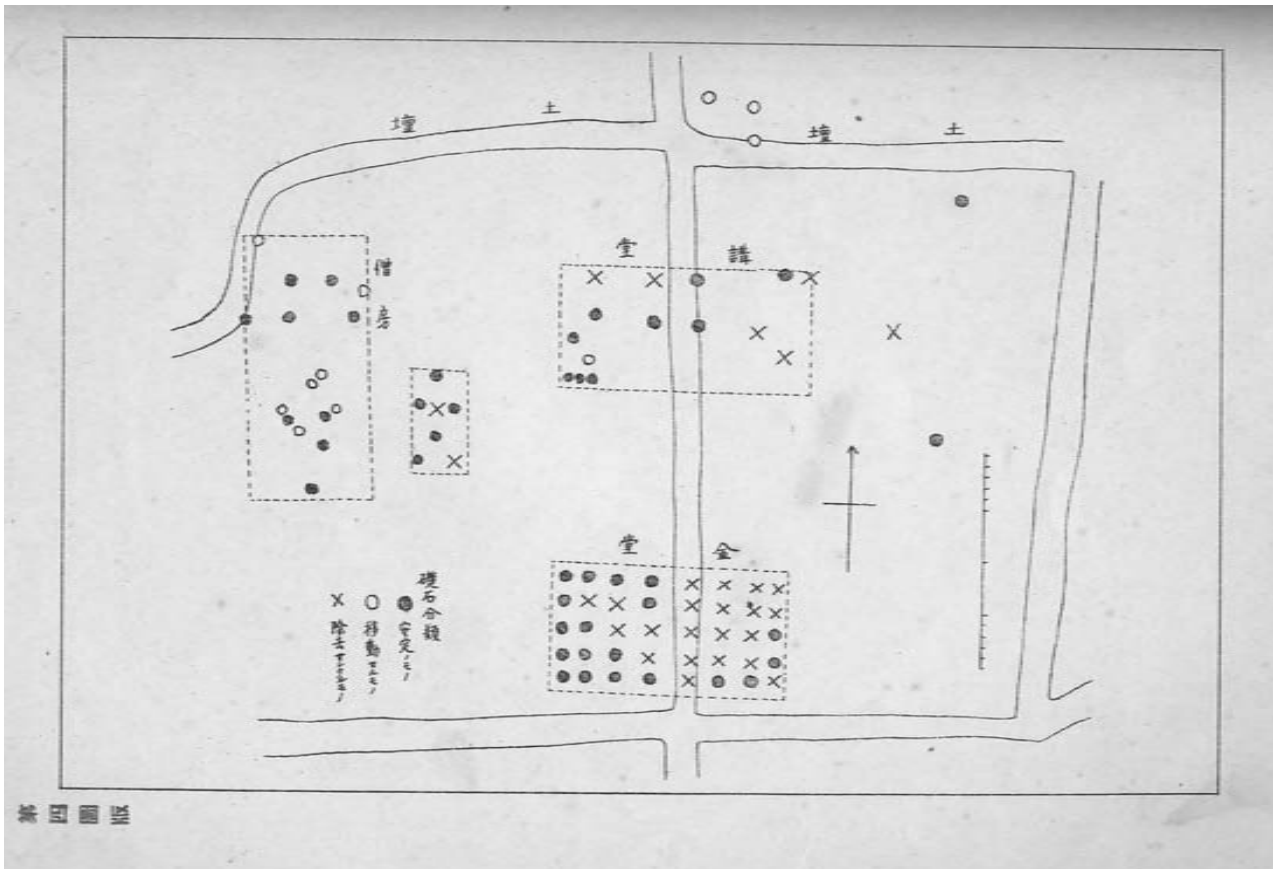
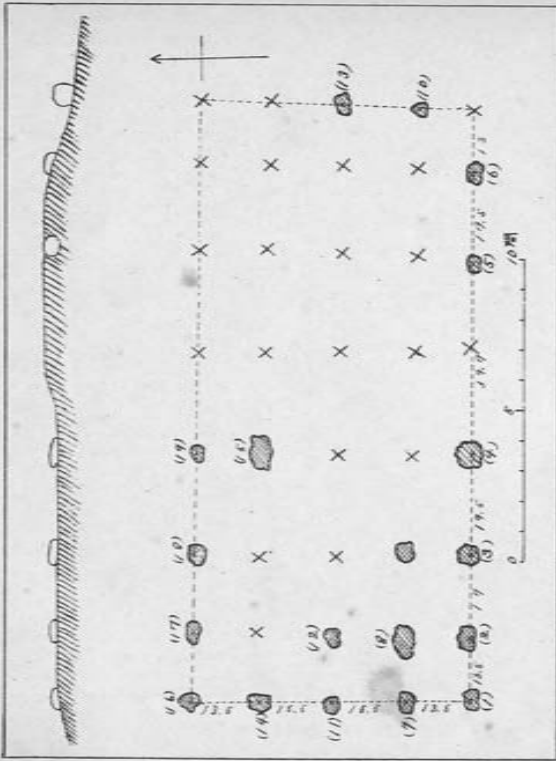


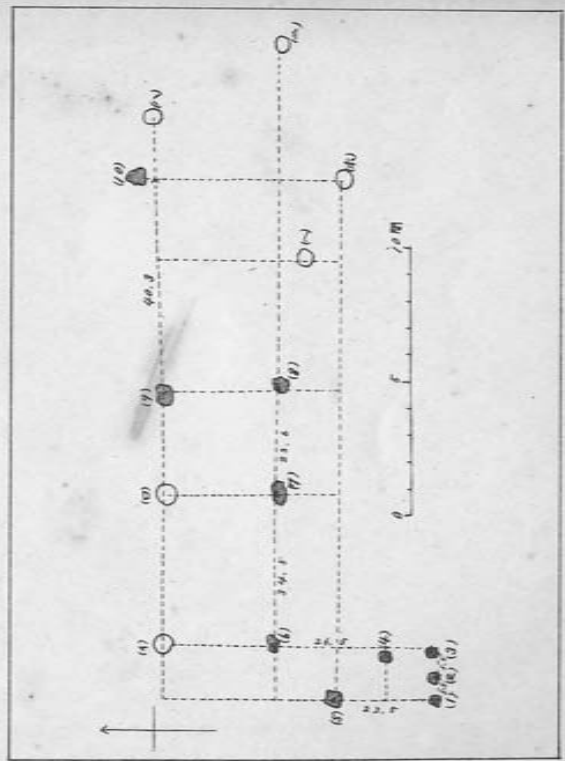
第三圖



第四圖

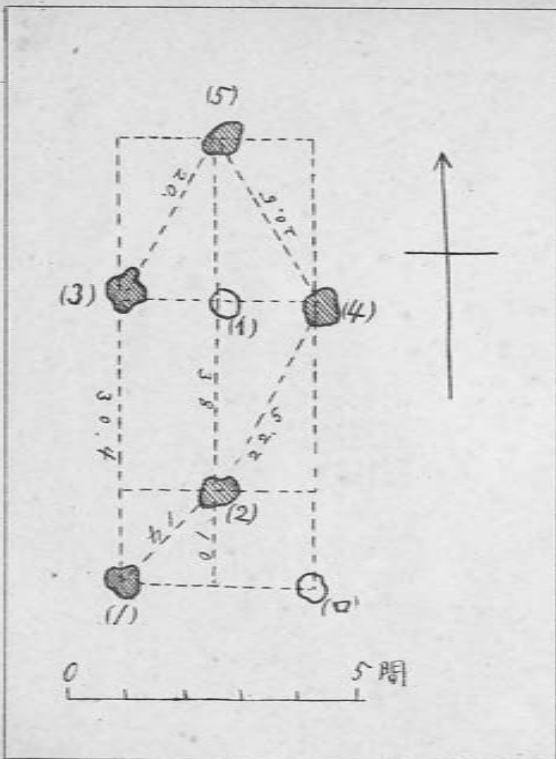


(一)

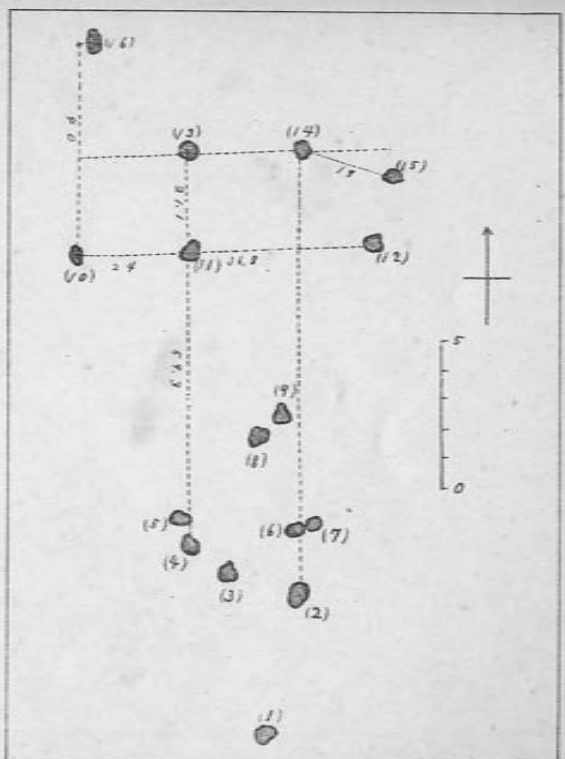


(二)

第五圖版

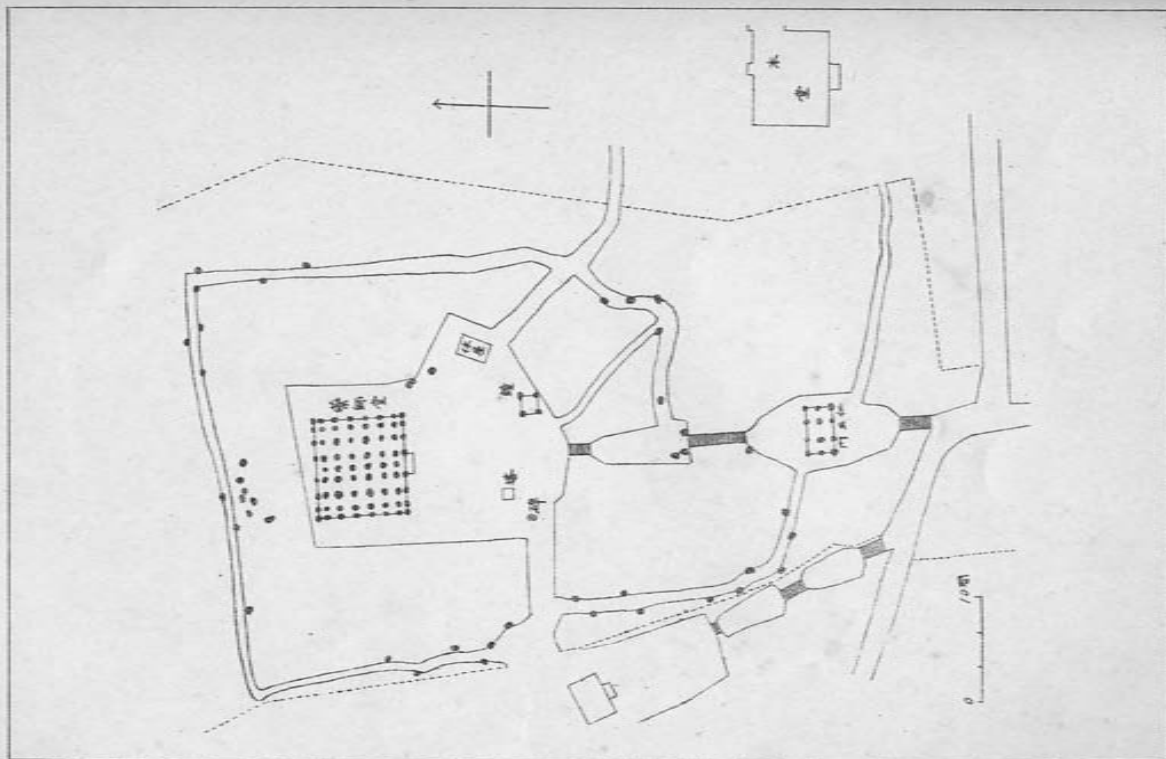


(一)

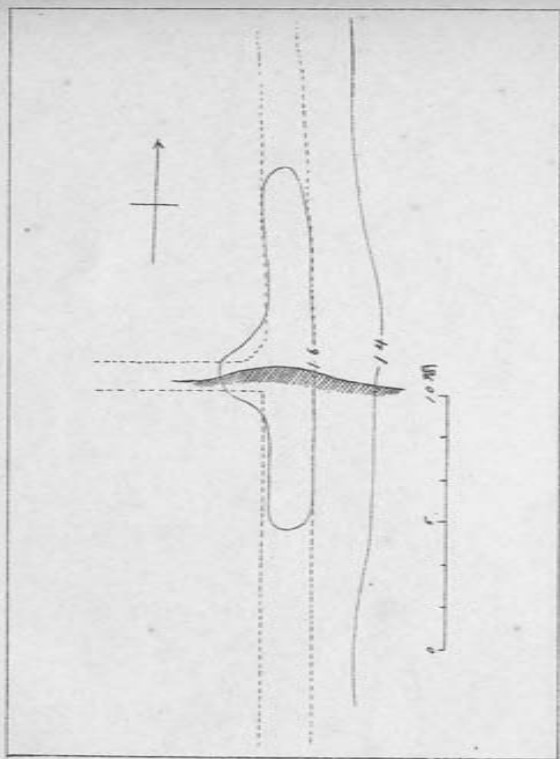


(二)

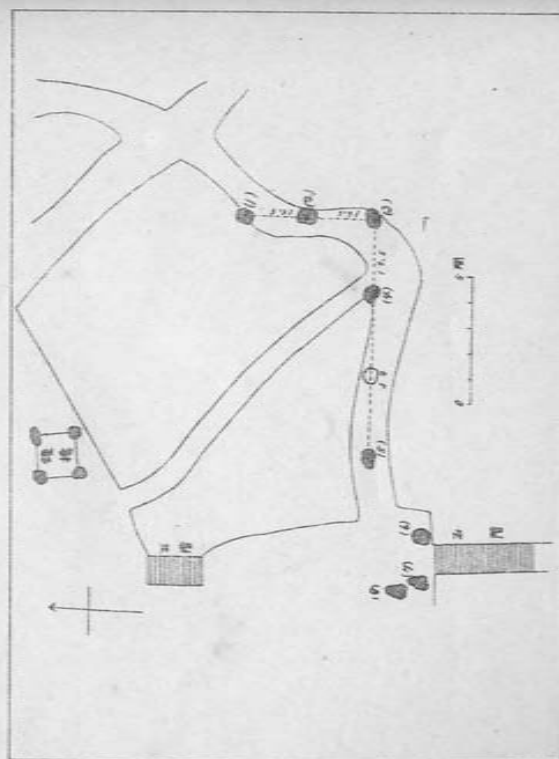
第六圖版



第七圖版

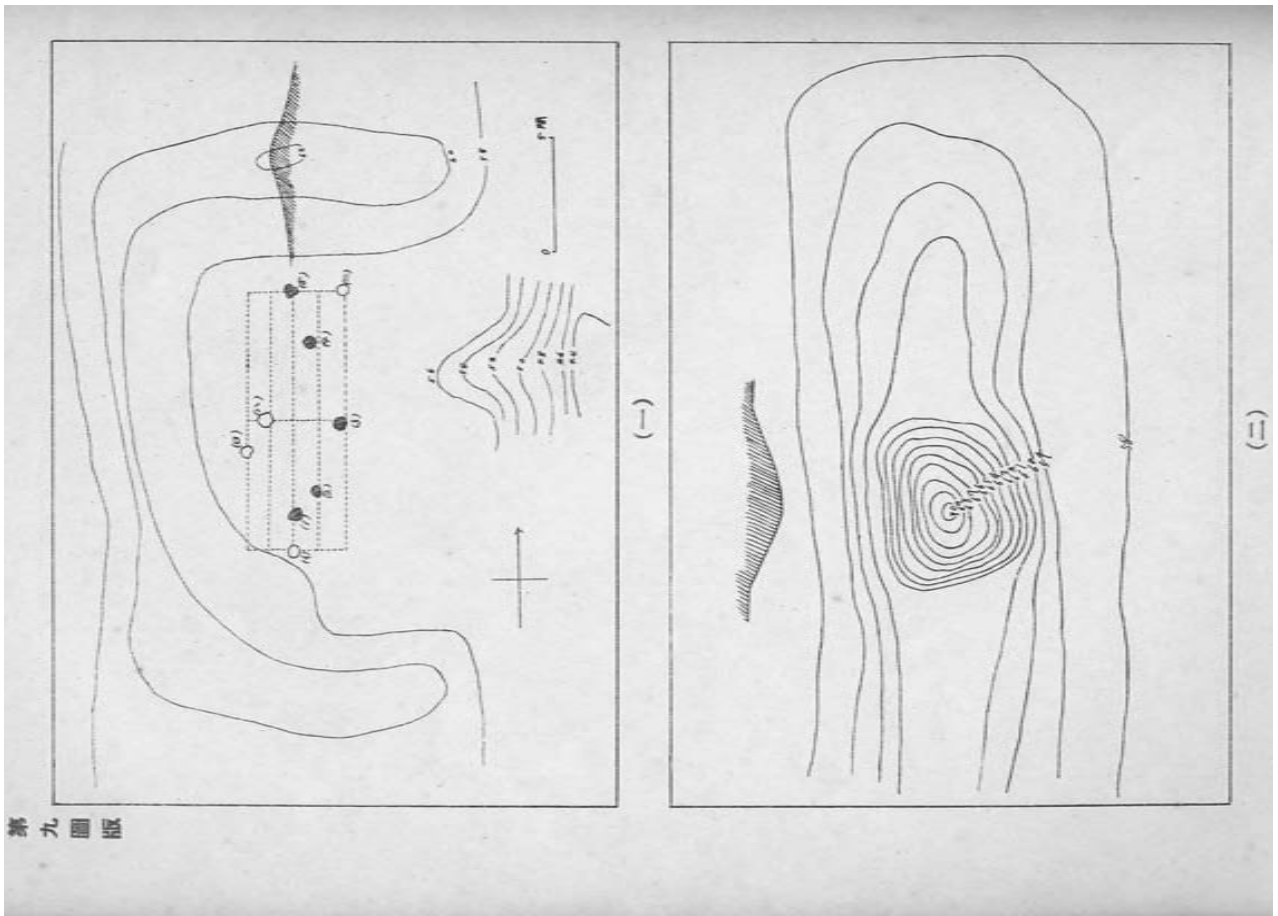


第八圖版

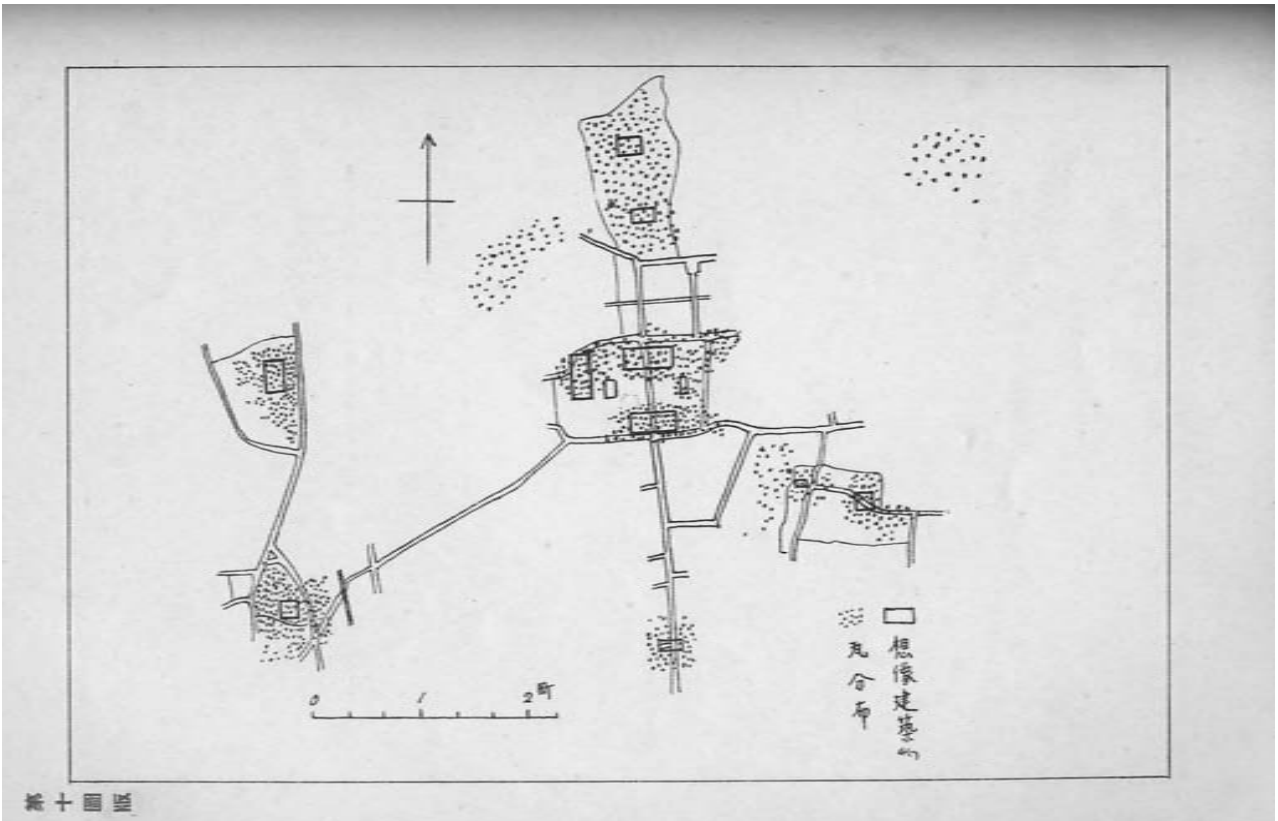


(一)

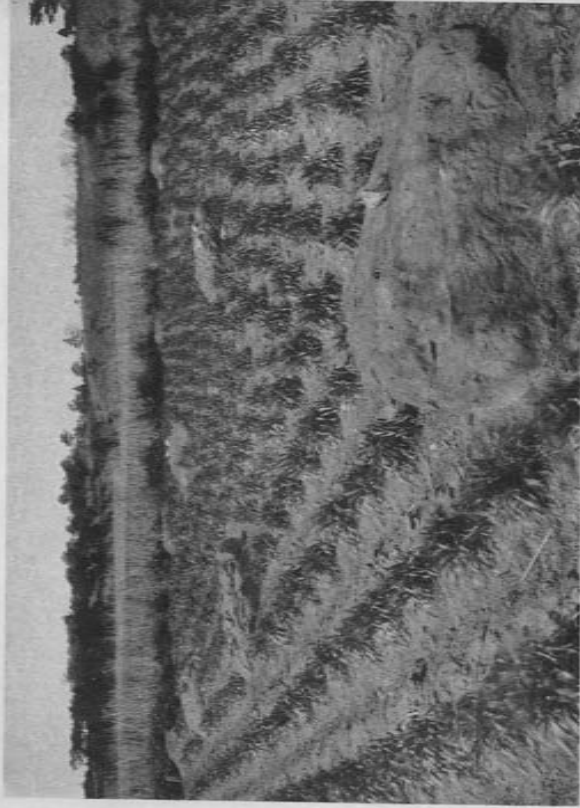
(二)



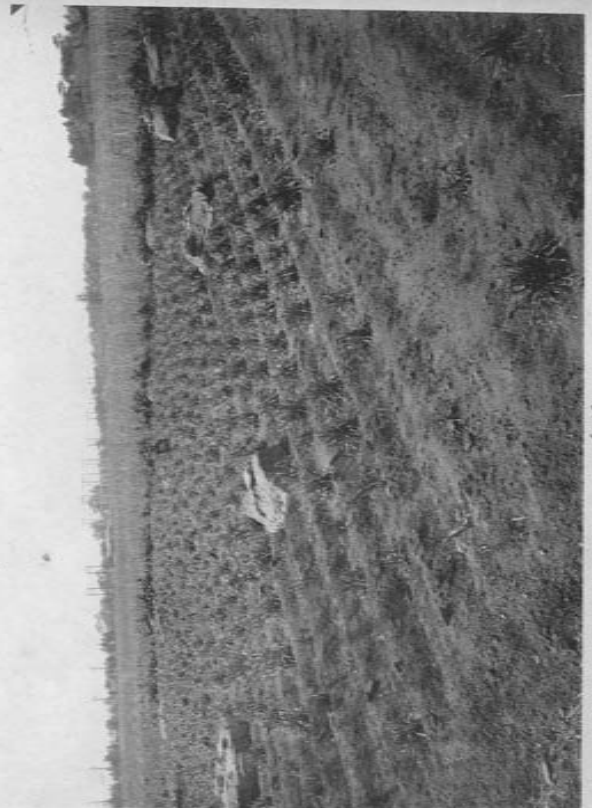
第九圖版



第十圖版

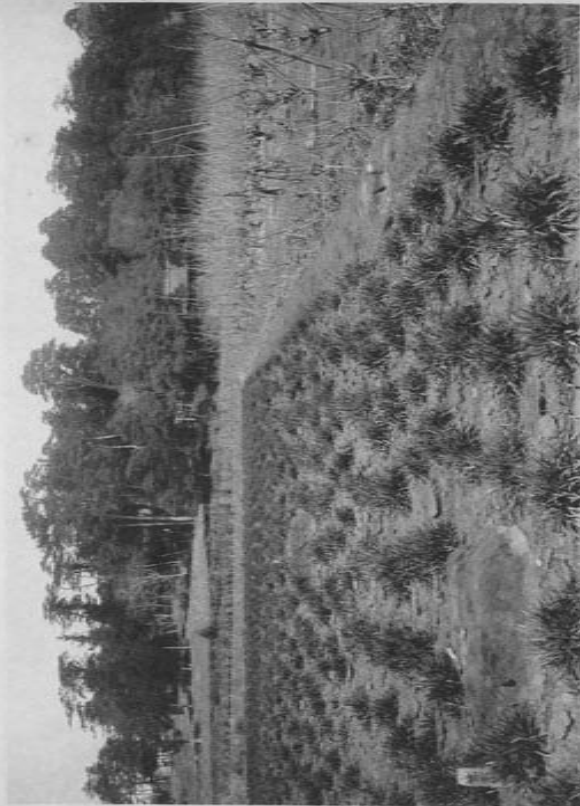


(i)



(ii)

第十四圖版



(i)



(ii)

第十五圖版



(一)

價房 3

金堂 2

大塔 1



(二)

第十六圖版



(一)



(二)

第十七圖版

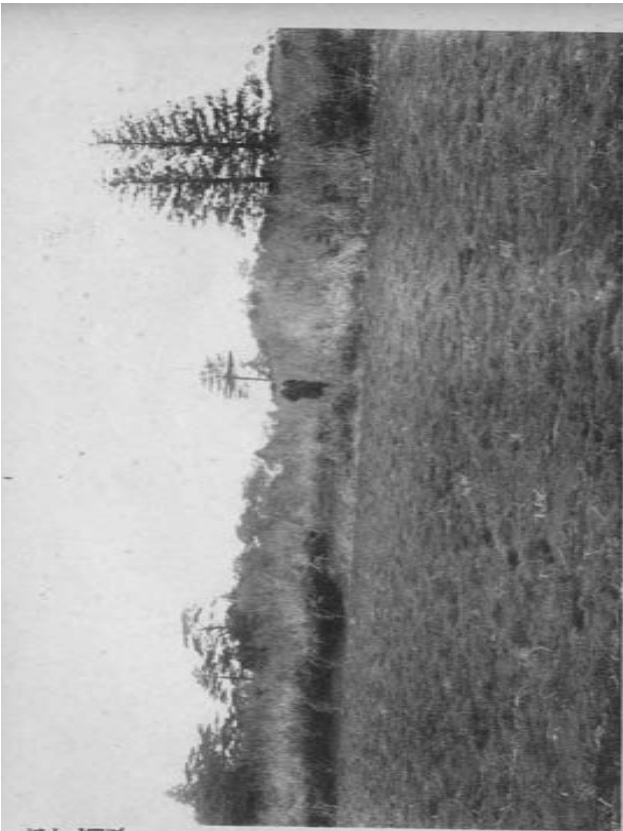


第十八圖版



(一)

(二)



第十九圖版

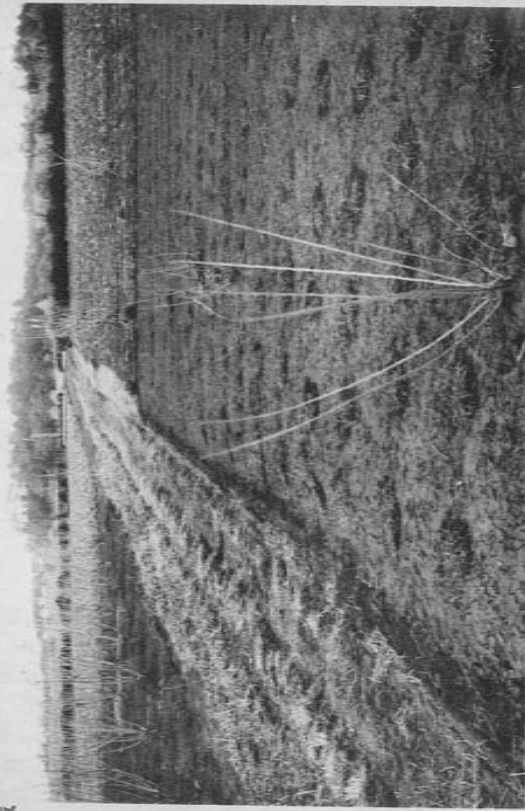


(一)

(二)



(三)



(一)



(二)

大正十二年五月廿日印刷
大正十二年五月廿五日發行

東 京 府

印刷者 東京市京橋區鈴木町二番地
石 丸 鶴 吉

印刷所 東京市京橋區鈴木町二番地
東亞印刷株式會社

電話京橋 五四
五五

多摩地域における 都市計画道路の整備方針

(第三次事業化計画)



平成18年4月

東京都・28市町

(28市町)

八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・青梅市・府中市・昭島市・調布市・町田市・小金井市・小平市・日野市・東村山市・国分寺市・国立市・福生市・狛江市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市・多摩市・稲城市・羽村市・あきるの市・西東京市・瑞穂町・日の出町

(2) 要検討路線（区間）の抽出

評価項目（評価の基準）に照らし評価を行った結果、今後、検討が必要と思われる路線（以下、要検討路線（区間）という。）として1区間を抽出しました。（表 2-2(a)）

ところで、都市計画道路の中には、路線そのものの必要性もさることながら、「特別の事由」により、計画線や構造等の検討を要するものがあります。

こうしたことから、以下に示す「特別の事由」に該当する場合にも、こうした都市計画道路を「要検討路線（区間）」として抽出しました。（表 2-2(b)～(d)）

【要検討路線（区間）としての「特別の事由」】

- ㊦ 都市計画道路の計画線上に国指定史跡があり、かつ史跡の復元等にあたり検討が必要な路線
- ㊧ 都県境において、隣接する他県の都市計画道路と計画が不整合となっている路線
- ㊨ 高速道路が地下化された場合に検討が必要な路線

今後、これらの「要検討路線（区間）」については、代替機能の有無やまちづくりなどの観点から検討を行い、その上で、線形や幅員、構造等の変更などの見直しについて検討していきます。

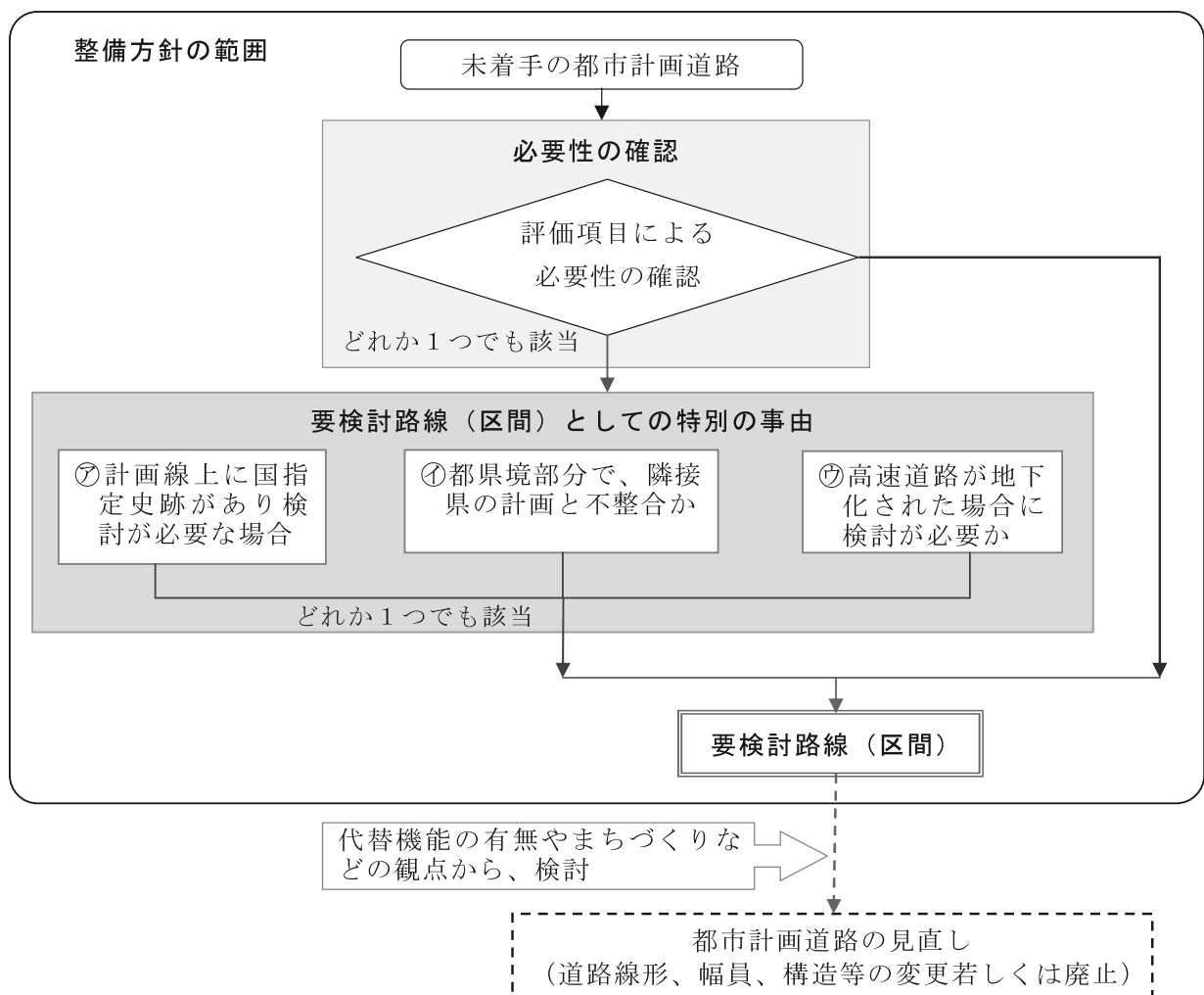


図 2-15 要検討路線（区間）の抽出フロー

(b) 計画線上に国指定史跡があり、かつ史跡の復元等にあたり検討が必要な路線

(事由㉗)

奈良時代の中ごろ(天平 13 年[西暦 741 年])に聖武天皇の詔により建立された古代の武蔵国分寺の遺跡は、大正 11 年に国の史跡指定を受け、保護の措置が講じられています。国分寺市では、この 11ha の指定区域において、平成 15 年に新整備基本計画を策定し、4 地区に区分して保存整備事業を進めています。

この中の僧寺地区においては、伽藍中枢部建造物などの復元を計画していますが、国分寺 3・4・1 の計画線が、復元する伽藍中枢部建造物などの地下遺構にかかっていることから、建造物などとの都市計画道路の共存について、検討が必要です。

こうしたことから、下記の対象区間については、歴史的・文化的資産を活かしたまちづくりを踏まえ、復元する建造物などとの共存が可能な都市計画道路のあり方を検討していきます。

[対象区間] 国分寺 3・4・1

- ・ 区間：国分寺 3・4・11～国分寺 3・4・14 (府中街道)
- ・ 幅員：16m
- ・ 延長：約 1,000m

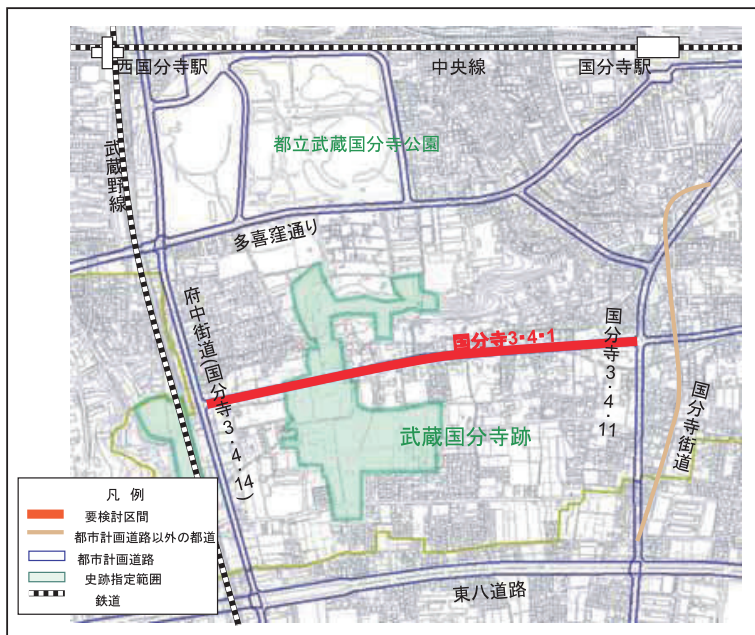
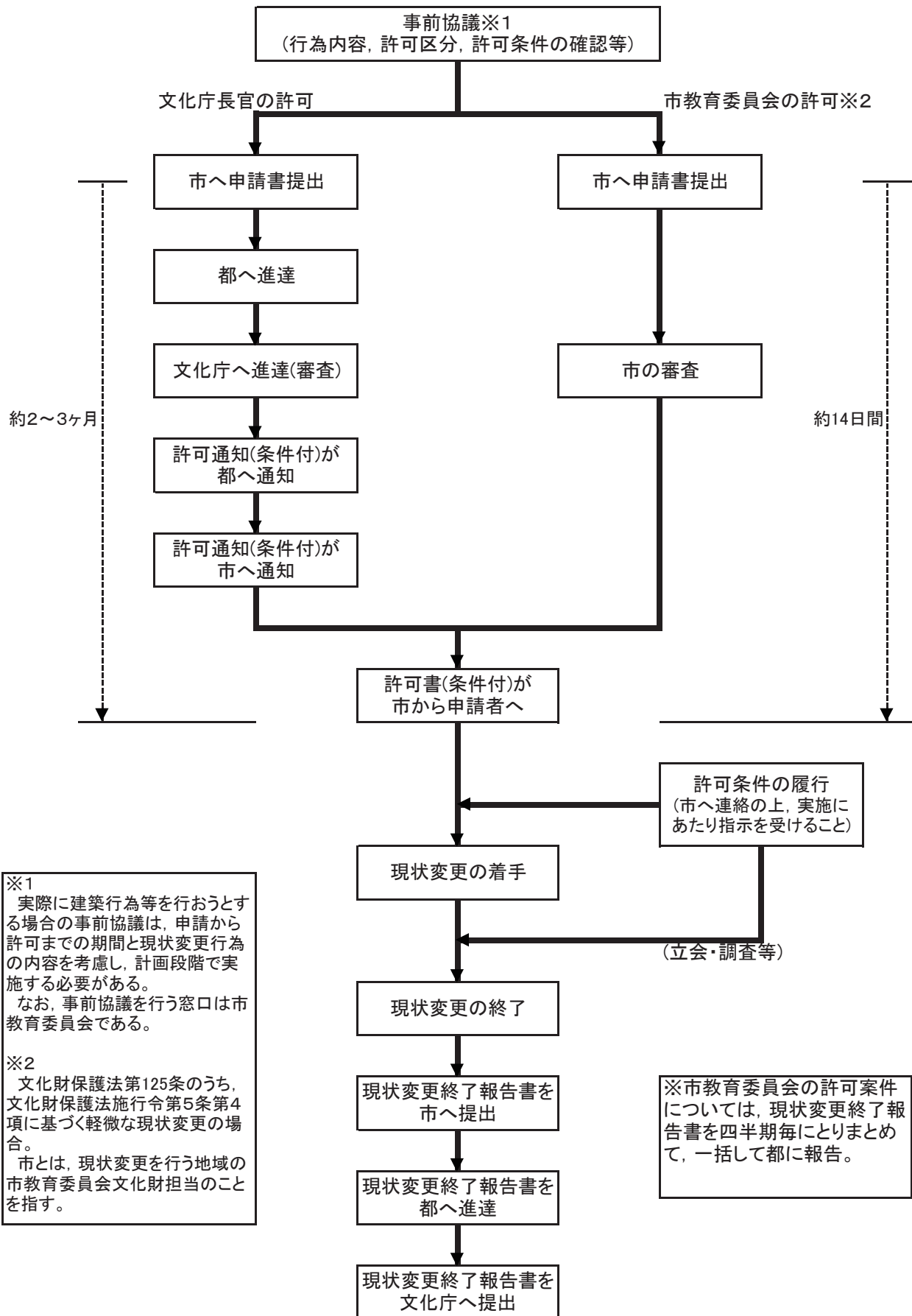


図 2-17 要検討路線 (区間) (国分寺 3・4・1) の位置図



図 2-18 僧寺地区の復元イメージ

文化財保護法による現状変更等に関する手続きの流れ



様式1
(文書番号)
平成 年 月 日

文化庁長官 殿

申請者名
○ ○ ○ ○

現 状 変 更 許 可 申 請 書

このことについて、文化財保護法第 125 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 史跡 武蔵国分寺跡 附東山道武蔵路跡
- 2 指定年月日
大正 11 年 10 月 12 日
追加指定年月日
昭和 51 年 12 月 22 日，昭和 54 年 5 月 14 日，昭和 57 年 7 月 3 日
平成 10 年 12 月 25 日，平成 14 年 12 月 19 日，平成 17 年 3 月 2 日
平成 17 年 7 月 14 日，平成 18 年 7 月 28 日，平成 22 年 8 月 5 日
- 3 所在地
東京都国分寺市西元町一丁目～四丁目，東元町三丁目
泉町二丁目，西恋ヶ窪一丁目地内
東京都府中市栄町三丁目地内
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
氏名
住所
- 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
氏名
住所

- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
名称 国分寺市
事務所の所在地 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
- 7 管理責任者がある場合は、その名称及び住所
氏名
住所
- 8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
氏名 ○ ○ ○ ○
住所 ○○○○○○○○○○○丁目○番地○
- 9 現状変更等を必要とする理由
- 10 現状変更等の内容及び実施の方法
内容 ○○○○
実施の方法 ○○○○
- 11 現状変更等により生ずべき物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現
状変更等により及ぼさるべき史跡、名勝又は天然記念物への影響に関する事項
○○○○
- 12 現状変更等の着手及び終了の予定時期
着手：平成 年 月 日(許可あり次第等も可)
終了：平成 年 月 日
(終了時期については、余裕をもって記載すること。)
- 13 現状変更等に係る地域の地番
東京都国分寺市○○○○丁目○番地○
- 14 現状変更等に係る工事の施工者の氏名及び住所
氏名 株式会社○○○○建設 代表 ○○○○
住所 東京都○○市○○○丁目○番地○
- 15 その他参考となるべき事項

【許可申請書の添付書類等】

- 1 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 2 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 3 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 4 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 5 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 6 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 7 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 8 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

※ 以上、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」(昭和26年7月13日 文化財保護委員会規則第十号)第2条(許可申請書の添付書類等)による。

様式2
(文書番号)
平成 年 月 日

文化庁長官 殿

申請者名
○ ○ ○ ○

現状変更の期間変更届けの提出について

平成○年○月○日付け○○受庁財第○号の○○○で別添のとおり許可された現状変更については、以下の理由により期間の延長をする必要がありますので、期間変更について承認くださいますようお願いいたします。

- 1 史跡 武蔵国分寺跡 附東山道武蔵路跡
- 2 所有者の氏名又は名称及び住所
氏名 国分寺市長 星野 信夫
住所 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
- 3 現状変更の申請内容
(具体的な行為の内容を簡潔に記載すること。)
- 4 現状変更の期間を変更する理由
(期間を延長する必要性が生じた理由を具体的に記載すること。)
- 5 許可されていた期間及び期間変更後の期間
許可された期間 平成○年○月○日から平成○年○月○日
変更後の期間 平成○年○月○日から平成○年○月○日
- 6 申請者が所有者等以外の場合
(今回の期間の延長にあたっては、所有者等の承諾を得ていることを具体的に記述するか所有者等の承諾書を添付すること)
- 10 その他に必要となるべき資料
(必要に応じて、期間変更届け提出時の現況写真などを添付してください。)

様式3
(文書番号)
平成 年 月 日

文化庁長官 殿

申請者名
○ ○ ○ ○

現状変更の計画変更書の提出について

平成○年○月○日付け○○受庁財第○号の○○○で別添のとおり許可された現状変更については、以下のとおり軽微な計画の内容変更する必要がありますので、計画変更について承認くださいますようお願いいたします。

- 1 史跡 武蔵国分寺跡 附東山道武蔵路跡
- 2 所有者の氏名又は名称及び住所
氏名 国分寺市長 星野 信夫
住所 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
- 3 現状変更の申請内容
(具体的な行為の内容を簡潔に記載すること。)
- 4 現状変更の計画内容を変更する理由 ※必要に応じて別紙に記載すること
(軽微な仕様(材質, 色, 形状)の変更が必要となった理由及び文化財に配慮したものであることについての説明を記載すること。(注1及び2)を参照)
- 5 現状変更に係る地域の地番
(現状変更の計画内容の変更が生じた当該地域の地番が, 確認できるように記載すること。)
- 6 許可されていた期間及び期間変更後の期間
許可された期間 平成○年○月○日から平成○年○月○日
変更後の期間 平成○年○月○日から平成○年○月○日
(計画内容の変更に伴い, 期間を延長する場合に記載する。なお, この場合には, 様式2の期間変更届けの手続きは不要とする。)

- 7 申請者が所有者等以外の場合 ※該当する場合に記載
(今回の計画内容の変更にあたっては、所有者等の承諾を得ていることを具体的に記載するか所有者等の承諾書を添付すること。)
- 8 管理団体がある場合 ※該当する場合に記載
(申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書を添付すること。
なお、管理責任者がある場合にも、同様の取扱いをすること。)
- 9 その他に添付することが必要な資料
 - ・ 変更前・変更後の変更内容が確認できる図面等
 - ・ 計画内容を変更する必要が生じた軽微な仕様に関する写真等
 - ・ 現状変更に係る地域の現況写真

など

(注1)軽微な仕様(材質、色、形状)の変更について

材質の変更とは、鉄製から木製の柵への変更、色の変更とは、原色から中間色への看板の色彩変更、形状の変更とは、照明等設置工事において、当初は高さ3mのハイポールタイプを設置する計画から、高さ80cmのフットライトタイプに変更するなどの場合等が該当する。

(注2)文化財に配慮されている場合について

保存管理計画等が策定されている場合には、当該変更が保存管理計画等において許容されている場合。策定されていない場合には、変更前よりも、当該文化財への影響や周囲の景観等に与える影響が小さくなる場合などが該当する。

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

文 化 庁 長 官 殿

申 請 者 名
○ ○ ○ ○

現 状 変 更 終 了 報 告 書

平成○年○月○日付，○受庁財第○号の○にて許可を受けた史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡指定地内現状変更について終了したので，文化財保護法第 125 条第 1 項の規定により，下記資料を添付のうえ報告します。

添付資料

案内図(見取図・竣工図)
キャビネ型写真

※ 「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」(昭和 26 年 7 月 13 日 文化財保護委員会規則第十号)第 3 条(終了の報告)による。

「法第 125 条第 1 項の規定による許可を受けた者は，当該許可に係る現状変更等を終了したときは，遅滞なくその旨を文化庁長官(法第 184 条第一項第二号及び令第 5 条第 4 項第 1 号の規定による当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には，当該都道府県又は市の教育委員会)に報告するものとする。」

国指定史跡武蔵国分寺跡 附東山道武蔵路跡 保存管理計画（第2次）

平成24年4月

編集 国分寺市教育委員会教育部ふるさと文化財課
〒185-0023 国分寺市西元町1-13-10

発行 国分寺市教育委員会